

過疎地域における人材の育成・確保について

令和元年11月26日

令和元年度第5回過疎問題懇談会

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(4) 新たな過疎対策の施策の視点

④ 地域住民等の「参画」と「育成」の推進(担い手の確保)

人口減少や少子高齢化が急速に進む過疎地域においては、地域の課題解決に取り組む担い手(人材)の確保が重要である。実際の実例では、市町村職員による対応や、自治会などの地域コミュニティの対応に一定の限界がある中であっても、地域住民や関係人口の中で当事者意識を持つ人材を増やし、そのような人材が、地域課題の共有、課題解決手法の実施といった一連のプロセスに関わっていく例が見られた。このような取組は、地域のリーダー育成にもつながる。このように、地域住民等が当事者意識を持つためには、公民館活動、ワークショップ、子ども農山漁村交流プロジェクト等を通じて、地域課題に接する機会を増やす交流活動を地道に積み重ねることが有効である。その際、初等中等教育の場が地域に確保されることや、地域の豊かさを子どもたちに教えていくことなど、教育の機能も極めて重要である。

このため、新たな過疎対策においては、産業振興、条件不利性の克服などの様々な取組に際し、地域住民や関係人口の「参画」を促すこと、とりわけリーダーとなる人材を含め、地域住民等の人材を「育成」することが重要である。

⑤ 各分野における「交流」の推進(担い手、働く場、生活支援サービス共通)

現行の過疎法において「地域間交流の促進」は過疎対策の目標の一つと位置づけられているが、近年は、地域間のみならず、様々なレベルの交流が過疎地域において多様な価値を生み出す源泉になっている。

地域づくりに取り組む地域住民、地域でしごとをつくる移住者、何か関われないかと動く関係人口、SDGsに取り組む企業、地域を支援するNPO、専門的知識・技術を持つ大学等の多様な人材が「ごちゃまぜ」になって交流し、仲間になる場をつくることが重要である。

このため、新たな過疎対策においては、過疎地域における交流を推進し、交流によって過疎地域の活力が維持されるという好循環を生み出すことを目指す必要がある。

過疎地域における人材の育成・確保に資する施策の例

	人材の育成	人材の確保
政府等	<p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国地域づくり人財塾 ・地方創生カレッジ事業 ・地方創生実践塾(※) ・全国地域リーダー養成塾(※) ・土日集中セミナー(※) ・地域づくり人材養成塾(※) <p><情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり人育成ハンドブック <p><アドバイザー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力創造アドバイザー <p><高校生等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との協働による高等学校教育改革推進事業 <p>(※は、(一財)地域活性化センター事業)</p>	<p><地域づくりの人材確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊 ・集落支援員 <p><地方自治体の人材確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生人材支援制度 ・地域おこし企業人 <p><移住></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住支援金 <p><関係人口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係人口創出・拡大事業 ・子ども農山漁村交流プロジェクト
地方自治体等	<ul style="list-style-type: none"> ・故郷創生塾(やねだん) ・ローカルベンチャー推進協議会(西粟倉村、下川町等) ・島根県における高校魅力化コーディネーター(島根県) ・ASAGOiNG人財育成プロジェクト(朝来市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・こうち二段階移住(高知県) ・応援人口増加プロジェクト(上土幌町) ・あのこの愛媛(求人情報と移住情報を合わせたサイト、愛媛県) ・遠恋複業課(県外からの複業人口を募集するためのサイト、岩手県)

※ 農林水産業、医療・介護、教育等の分野毎の人材の育成・確保に関する施策は除いている。 2

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(344名)、先進自治体で活躍している職員(15名(組織を含む))

(令和元年10月2日現在 計359名・組織)

- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村:定住自立圏を実施する市町村、
条件不利地域を有する市町村

- 財政措置の内容:

市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする

※1 日帰りの場合は1回あたり6時間以上を確保すること

※2 業務委託の場合も外部専門家の報償費(現地指導及び資料作成分のみ)と自治体までの旅費・宿泊費、ワークショップに係る経費のみを対象とする(その他の経費や事業費等は対象としない)

- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- ◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年)
- ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)

活用例

以下のような事業の実施に当たり、外部人材を活用。

- 地域運営組織が行政に頼らず、自立し、自主運営していく基盤を作り上げることにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりコーディネーターとして活躍する人材を育成するために活用

(外部専門家の役割)

- ・講義、ワークショップ等による、まちづくりコーディネーターの養成

- 市直営のワイン製造施設運営に関し、製造するワインの品質向上及び販売増進を図るために活用

(外部専門家の役割)

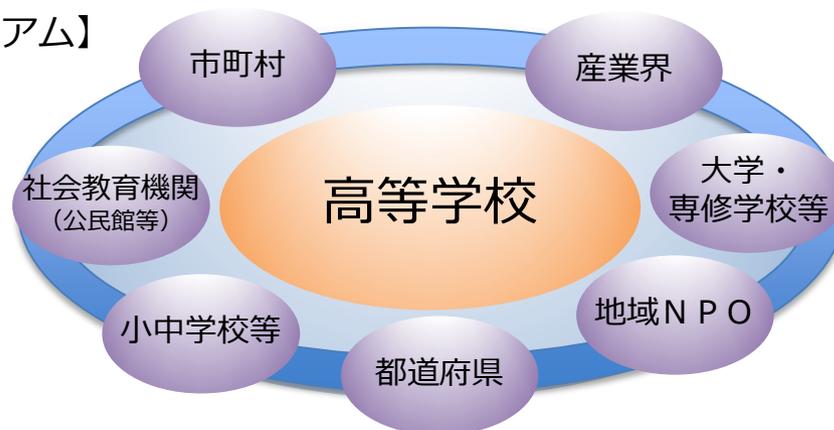
- ・醸造技術・商品開発指導

新高等学校学習指導要領を踏まえ、地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

【コンソーシアム】

- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発



地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開 (R2合計100件程度)

【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔 ※専門学科を中心に22件程度
 (うちR2新規指定12件程度) 〕

【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔 ※普通科を中心に40件程度
 (うちR2新規指定20件程度) 〕

【グローバル型】

グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成

〔 ※全学科を対象に40件程度
 (うちR2新規指定20件程度) 〕

【高大接続枠(新規)】 ※各類型の内数として10件程度

地域課題の解決等を通じた探究的な学びを大学等でも継続できる体制の構築や、大学等への接続も見据えた一貫プログラムの開発等を推進

【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築、学校と地域をつなぐ人材の在り方の研究等を実施

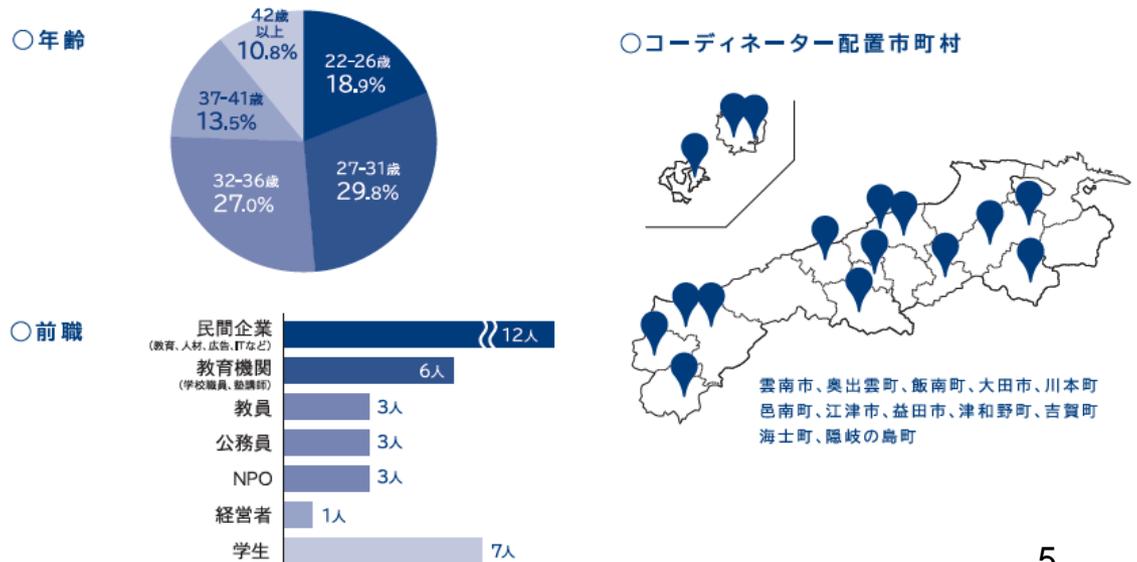
社会に開かれた学校づくりを推進する専門人材

高校魅力化コーディネーター

島根県におけるコーディネーターの主な役割

1. 高校と地域社会(行政、企業、NPO等)の協働体制の構築
例)協働の組織体制づくり
共通ビジョン・事業計画の策定、協議会の運営など
2. 地域社会に開かれたカリキュラムの推進
例)授業・生徒会・部活動等の地域課題解決型学習や海外巡検等の企画・調整など
3. 地域社会での学習環境・学習機会の整備
例)公営塾など学校外の学習環境の整備、地域活動・社会体験・海外留学の支援など
4. 新たな人の流れと多様性ある教育環境の創出
例)県外や海外からの生徒募集、留学生受け入れ、寮・下宿等の整備、ホームステイ先の調整など
5. 魅力ある高校づくりに向けた社会資源の確保
例)外部資金の獲得、大学・民間企業等との提携、外部人材の確保、県・国等への提案・折衝など

島根県高校魅力化コーディネーターdata (2018年10月現在)



ASAGOiNG人財育成プロジェクトとは

子どもから大人まで タテ・ヨコ・ナナメのつながりが 学びを育む

朝来市で暮らす小さな子どもから小中高生、大学生、社会人、事業者までが、それぞれのステージで地域や社会とつながって、考えたりチャレンジする場をつくることで、まち全体が「学び」の場になります。学校や職場など日常のヨコのつながりを飛び出して、いろんな大人や子どもがタテやナナメにつながれば、教科書だけでは得られない、様々な「学び」に出会えるはず。そんな「学び」にあふれたまちを目指し、プログラムを展開しています。



いま 朝来市で輝く ASAGOiNGな人

2つのチカラが身につくと、まちと関わりながらいる人な生き方・働き方が選べるようになります。それぞれの道を見つけてチャレンジしているASAGOiNGな人々は、生き生きと輝いています。

価値の転換から仕事を生み出す開拓者

吉原剛史さん 猟師、農工系LosCazadores
2014年4月に朝来市に移住。大手金融マンなど16年間に及ぶオーストラリアでの生活、世界65ヶ国をバイクで旅するなど様々な経験を通して、多様性を受け入れる文化の大切さを実感。これらの経験で培ったコミュニケーション力、実践力などを活かし、移住後は地域の人たちと狩猟や空き家活用など地域に根差した活動を通して「循環型持続可能な暮らし」の実現に向けて取り組んでいます。



週2日限定カフェで やりたいことと子育てを両立

町田奈緒子さん カフェJUNAオーナー・2児の母
1979年朝来市生まれ。メイクに興味を持ち高校卒業後専門学校へ。その後、ロンドンでメイクの学びを深め、大阪と上海で仕事をします。結婚を機に朝来市へUターン。パン作りが好きだったこともあり、子育てしながらカフェをオープン。また、マルシェなども企画運営。いつも「好きなこと」が行動の起点。だからこそ楽しさが生まれ、カフェやマルシェには地域のお年寄りから子連れのお母さんなど幅広い層が集う。



都会から朝来へ 就農も市民活動もチャレンジ

津志歩さん NOUEN 市民ライター
2016年4月に朝来市に移住。あさご暮らし体験会で出会った地域の人の人柄に感銘を受けて移住を決意。移住前の暮らしではお金を稼ぐよりモノを売るばかりだったが、移住後は自分でモノをつくりたいと思うように、ライターに興味があったことも朝来市が発行するフリーペーパー「ASAGOiNG」のライターに。また、季節を感じながら農を通じて緑を育んでいきたいと営農組織NOUENに就職し農業にチャレンジ中。



暮らしじゃない関わり 技術でふるさとを応援

木村淳さん アーティディレクター、デザイナー
1983年朝来市生まれ。大学卒業後デザイン事務所勤務。大手メーカーのパッケージデザイン開発やブランディングに携わる。外からふるさと朝来市を見たときにまちがもつ魅力を再認識。独立後、地域のデザイン支援に方向転換し、朝来市を中心とした各地の空間づくりから広報物まで、関わる人の想いをデザインを通して形作る仕事をしている。



こんな「ASAGOiNGな人」が増えれば、朝来市は、もっと生き生きと、もっと魅力的に

2つのチカラがつくる ASAGOiNGな人

ASAGOiNG人財育成プロジェクトでは、「まちを愛するチカラ」と「未来をつくるチカラ」を伸ばすことを大切にしています。この2つのチカラは、先が見えないといわれるこれからの社会で、自分と自分の関わるまちや人との関係をしっかりと構築し、自分らしく楽しく暮らすために不可欠なチカラです。

まちを愛するチカラ
「この地域の一端として関わっているという誇りと自負」の心を、シビックプライドといいます。シビックプライドがあると、まちのことを自分のこととして考え、まちに対する自分なりのアクションにつながります。また、「まちと関わるのが楽しい」と感じようになります。



未来をつくるチカラ
やりたいことを実現するためには、敷かれたレールを走るのではなく、自分で道を切り拓く力が求められます。未来を描き、自分なりのチャレンジを繰り返すことで前に進んでいきます。



地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人あたり400万円の上限は変更しない。)
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
 - ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※H29.3末調査時点

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成30年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,391人 ※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,497人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人あたり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等を実施

※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援

総務省

○ 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	地方※ ¹ へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者※ ² が移住)	
地方※ ¹ での就業 (地方公共団体がマッチング支援の対象※ ³ とした中小企業等に就業)	就業した場合 最大100万円	
地方※ ¹ での起業 (地域課題解決に資する社会的事業を起業)	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円



他省庁との連携

- <移住支援と連携>
 - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
 - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- <起業支援と連携>
 - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

※1 東京圏の条件不利地域※⁴を含む。

※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※⁴在住者を除く。

※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

関係人口について

関係人口とは

- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**地域や地域の人々と継続的に多様に関わる者。**
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

関係人口が増えることの意義

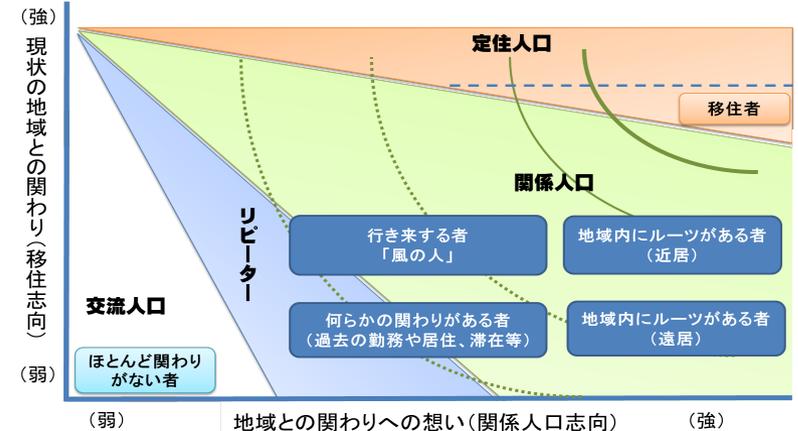
地域

- 地域への想いやスキル・知見等を有する地域外の者を活用した**地域課題の解決、地域経済の活性化**など

都市住民

- 地方の住民との交流等を通じた**日々の生活における更なる成長**や**自己実現**など

関係人口のイメージ



関係人口の創出・拡大に向けて

- 関係人口の創出・拡大を通じた地域づくりに向け、以下の取組を実施

① 地方公共団体の支援

地域外の者が関係人口となる機会・きっかけの提供に取り組む
地方公共団体を支援

○ モデル事業の展開

(H30: 30団体、R元: 44団体)

<モデル事業の型(R元)>

- ①関係深化型 ②関係創出型
- ③裾野拡大型 ④裾野拡大(外国人)型

② 機運の醸成

関係人口の意義や、モデル団体の取組等を全国に周知

- ポータルサイト運営
- セミナー開催

③ 潜在層の掘り起こし

民間団体や大学等と連携しながら、関係人口の潜在層を掘り起こし

地域共創の視点（令和元年10月 島根県・島根県過疎地域対策協議会）（抜粋）

第3章 地域共創の視点

2. 内発的発展による新たな地域づくり

(2) 将来を担う人材の育成

- 地域づくりの成功のカギは「人づくり」だと言われている。さまざまな活動や他者との関わりの中で経験や知恵が蓄積し、新たな人材が生まれ育つ仕組みが自立的に構築されていく。都会に比べて一人ひとりの存在価値が何倍にも感じられる過疎地域ならではの“強み”を生かし、若い世代が「そこに住む価値」を実感できることが重要になる。
- 公民館活動や地域間の交流活動を通じて多様な世代の参画を促し、地域を支える当事者としての意識を高めていく。さらに、県外在住の出郷者や、進学や転勤、縁故者の存在など何らかの形で各地域と関わりを持つ人々の中で、自らの意思でその関わりを深めたいと考える人を積極的に受け入れていく。
- 学校や学びの在り方に関しても、教職員だけによる学校経営から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフとの協働体制が重要と思われる。教員とは異なる知見を持つ各種団体や民間事業者をはじめとした様々な地域住民等と連携し、次世代を担う人材育成を着実に進めていく必要がある。
- 家庭教育を基本として、地域と学校がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、地域全体で人材育成に取り組む体制づくりを目指す。子どもの世代から地元への愛着を高め、ふるさと教育や県立高校と地元市町村等が連携した高校魅力化事業など、島根ならではの魅力ある教育を、幼稚園・保育所等、小中学校、高校、特別支援学校を貫いて一体的・系統的に進めていく。そのためには、学校だけでなく社会全体で教育を支えていくコンソーシアムの運営や、県外生の受け入れ環境の整備、県外生徒募集等の推進、地域と連携した学校運営やカリキュラムの充実を担当する教職員や専門人材の配置・育成も併せて進める。

ご議論いただきたい内容（過疎地域における人材の育成・確保について）

○これまでの過疎問題懇談会での議論において、過疎地域における人材の育成・確保の必要性が指摘されている。過疎地域における人材の育成・確保のあり方や施策について、新たな過疎対策においてどのように考えるべきかについて、ご議論いただきたい。